

令和4年度事業計画

I 基本方針

新型コロナウイルス感染症の拡大は市民の価値観や生活様式に大きな影響をもたらしました。地域における関係性がこれまで以上に希薄化し、多くの地域活動が休止を余儀なくされています。

またそのなかで生まれた経済活動や社会生活の変化は、既存の福祉ニーズを深刻化させるとともに新たな福祉ニーズを発生させることとなります。

そうした中で、社会福祉協議会では、地域活動の再開へ向けた支援、新たな困窮者への支援等、従来と異なる状況から課題を捉え、地域住民をはじめ、法人・施設や企業、学校等、多様な主体とともに、その解決に向けた取組を進めていきます。

また、介護サービス事業につきましては、介護人材の確保が困難な状況の中、引続きキャリアパス制度の導入により介護職員の処遇改善を図り、各種介護サービスの質を落とすことなく、安定的に介護サービスを提供し続けていけるように取り組めます。さらに、新型コロナウイルスの感染対策を徹底し、利用者が安心してサービスを受けられるように努めてまいります。

以上の基本方針に基づき、本協議会は、市を始め、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、老人クラブ連合会、自治連合会、ボランティア、社会福祉施設等の福祉関係団体と連携・協働し、誰もが住み慣れた地域で共に支え合いながら自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現に向けた事業を推進していきます。

II 推進項目

- 1 社会福祉協議会の基盤整備
- 2 地域福祉活動の推進
- 3 権利擁護支援活動の推進
- 4 ボランティア活動の推進
- 5 生活福祉資金等を活用した自立支援

- 6 災害時に向けた取組み
- 7 生活困窮者自立相談支援事業の実施
- 8 生駒市福祉センターの円滑な管理及び運営
- 9 地域包括支援センターの運営及び包括的支援事業の推進
- 10 デイサービスセンター幸楽の円滑な管理及び運営
- 11 交通遺児奨学金の支給

Ⅲ 事業内容

1 社会福祉協議会の基盤整備

地域福祉を推進する中核的組織として、市民や関係機関、団体から信頼される公共性の高い組織にふさわしい法人運営を行う。

(1) 組織体制・財政基盤の強化

- ア 理事会・評議員会の運営
- イ 共同募金事業への協力
・共同募金委員会の運営

(2) 苦情解決システムの充実

(3) 職員の専門性の向上

(4) 福祉情報の提供・広報活動の強化

- ア 広報「社協だより・いこま」の発行（年4回発行）
- イ ホームページの充実

2 地域福祉活動の推進

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域社会の実現のため、市民の参加を得て多様な福祉ニーズの相談に応じるとともに、ニーズに即したきめ細かな地域福祉活動を組織的かつ総合的に推進する。

(1) 福祉総合相談体制の充実

市民の身近な福祉相談の窓口として、福祉に関する相談や心配ごとの相談に応じるとともに、福祉サービスや諸制度の利用に関する情報提供、各種専門機関の紹介を行う。

- ア 総合相談窓口の設置

- イ 心配ごと相談の運営
- (2) ふれあい・いきいきサロン推進事業
 - 地域住民の仲間づくりや交流の場としてのサロン活動を通じて、地域の中に豊かな人間関係を形成し、住民が互いに支え合う地域づくりの支援を行う。
 - ア サロン活動への支援及び情報提供
 - イ サロン未実施地域への情報提供
- (3) 高齢者支援事業
 - ア 友愛電話訪問事業
 - イ 介護者の交流と仲間づくり
 - ウ 家族介護支援事業（家族介護教室）
 - エ 認知症高齢者等見守り事業（認知症支え隊）
 - オ 訪問型サービスA従事者研修（新規）
 - 軽度の介護保険サービス利用者の自宅を訪問し、掃除・洗濯・調理・ゴミ出し等、身の回りの家事をお手伝いする従事者の養成を行う。
- (4) 障がい者支援事業
 - ・障害者週間キャンペーン事業
- (5) 福祉教育事業
 - ア 福祉出前講座
 - イ 高齢者疑似体験セット等の貸出し
 - ウ 相談援助実習及び介護等体験実習の受入れ
- (6) ひとり親家庭支援事業
 - ・ひとり親家庭一日レクリエーション
- (7) ふれあい援助事業
 - 一時的な事情により、家事や介護等の日常生活の支援を必要とするかたに、ホームヘルパーの派遣を行う。（介護保険制度以外のホームヘルプサービスの提供）
- (8) 車いすの一時貸出し
- (9) 善意銀行の運営
- (10) 当事者組織の支援

(11) 社会福祉団体等との連携強化

- ア 生駒市民生・児童委員連合会事務局の運営
- イ 生駒市老人クラブ連合会事務局の運営
- ウ 生駒市居宅介護支援事業者協会事務局の運営
- エ 生駒市保護司会事務局の運営
- オ 生駒市地区更生保護女性会事務局の運営

(12) 生活困窮者緊急支援事業

生活困窮者自立相談支援事業を利用する者のうち、緊急に支援が必要と認める者に対して、緊急物品等の支給をすることにより、生活困窮者に充実した相談支援を行う。

3 権利擁護支援活動の推進

(1) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

判断能力が十分でない高齢者及び障がい者の生活に関わる相談に応じ、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理等の支援を行う福祉サービス利用援助事業を推進する。

- ア 福祉サービスの利用援助サービス
- イ 日常的な金銭管理サービス
- ウ 書類等の預かりサービス

(2) 権利擁護支援センターの運営及び権利擁護支援の推進

知的障がい、精神障がいや認知症などで判断能力に不安のある人が、成年後見制度等の社会資源を活用しながら住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、関係機関、団体、専門職等の関係者が地域のネットワークにより支援していくため、総合的な相談や支援を行う。

- ア 法人後見事業の実施
- イ 専門相談窓口の設置
- ウ 実務者連絡会の開催
- エ 権利擁護支援セミナーの開催
- オ 権利擁護支援サポーター養成講座

4 ボランティア活動の推進

- (1) ボランティア活動保険の加入促進
- (2) ボランティア活動普及事業協力校への支援
- (3) 生駒市内のボランティア団体との連携
- (4) 福祉ボランティア団体の活動支援

5 生活福祉資金等を活用した自立支援

低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、奈良県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業等を活用し、経済的自立、社会参加を促進するために、当該世帯への資金の貸付けと必要な援助指導等を行う。

- (1) 生活福祉資金の貸付相談
- (2) 臨時特例つなぎ資金の貸付相談

6 災害時に向けた取組み

災害支援に関する学習・啓発活動

災害支援に関する研修会、講習会を開催する等、人材の養成及び減災意識を高める学習及び啓発活動を行う。

7 生活困窮者自立相談支援事業の実施

経済的な問題のみならず、複合的な問題を抱えている生活困窮者に対して、個別的、包括的かつ継続的に対応し、自立に向けて支援する。

- (1) 自立相談支援事業を行う生駒市くらしとしごと支援センターの運営
(専門相談窓口の設置)
- (2) 住居確保給付金の相談
- (3) 家計改善支援事業

8 生駒市福祉センターの円滑な管理及び運営

- (1) 福祉センターの指定管理事業
ア 福祉センターの管理及び運営

障がい者(児)、高齢者の自立及び交流活動の場としてヨガ、中国気功などの運動系の教室や、陶芸、水彩画などの創作系の教室を開催する。

さらに、ふれあいの輪を広めることを目的としてスポーツ・レクリエーション等を開催する。

イ 意思疎通支援事業

(ア) 手話通訳者等設置

(イ) 手話通訳者派遣

(ウ) 要約筆記者派遣

ウ 社会参加支援事業

(ア) 点字及び声の広報発行

(イ) 手話奉仕員養成講座

(ウ) 聞こえのサポーター講座

(エ) 点訳講習会

(オ) 音訳講習会

(2) 生駒市福祉センター自主事業

ア 障害者週間キャンペーン事業(再掲)

イ 点字図書貸出し

ウ 車いすの一時貸出し(再掲)

エ 福祉出前講座(再掲)

オ 手話奉仕員スキルアップ研修

カ 聴覚障がい者サロン(ふくmimiサロン)の運営支援

9 地域包括支援センターの運営と包括的支援事業の推進

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等の推進を図る。

(1) 地域包括支援センターの運営

ア 介護予防ケアマネジメント

イ 総合的な相談支援

- ウ 権利擁護
- エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
 - (ア) 介護支援専門員への助言・指導
 - (イ) 多職種協働による地域ネットワークの構築
 - (ウ) 地域ケア会議の実施
- (2) 介護予防事業
 - ア 指定介護予防支援
 - イ 高齢者介護予防事業(介護予防教室)
 - ウ 介護予防把握事業(生活機能評価未返送者に対する実態把握事業)
- (3) 認知症地域支援推進員の配置

認知症について正しい理解ができる地域づくり、認知症本人や家族への支援の充実等、地域における見守りネットワークの構築等を関係機関と取り組む。

(4) 第2層生活支援コーディネーターの配置（新規）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、担当地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、主に資源開発やネットワーク構築に取り組む。

10 デイサービスセンター幸楽の円滑な管理及び運営

多様化、複雑化する介護、介護予防ニーズ及び障がい者の生活ニーズに対応し、自立はもとより生活の総合的支援に向けた安定的で質の高いサービス提供に努めるとともに、ボランティアを含めた地域住民に活用してもらえらる施設の管理及び運営を行う。

- (1) 介護保険事業の運営
 - ア 要介護認定調査
 - イ 居宅介護支援（ケアプランの作成）
 - ウ 訪問介護
 - エ 通所介護
 - オ 介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA
 - カ 介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA

- キ パワーアップPLUS教室
- (2) 障害福祉サービス事業の実施
 - ア 居宅介護（ホームヘルプ）
 - イ 重度訪問介護
 - ウ 同行援護事業
 - エ 行動援護事業
 - オ 生活介護（デイサービス）
 - カ 地域生活支援事業（移動支援）
- (3) デイサービスセンター幸楽の自主事業
 - ア ふれあい援助事業（再掲）
 - イ 家族介護支援事業（家族介護教室）（再掲）
 - ウ はいせつ無料相談（ミニむつき庵いこま）
 - エ 要介護者及び家族交流事業（salon de kouraku）

11 交通遺児奨学金の支給

交通事故により親等を失った高校生に交通遺児奨学金を支給する。